

住宅耐震化費用の補助など 住宅耐震化促進事業第2期募集

市は、地震に対する住宅の安全性を確保するため、簡易耐震診断や耐震化工事などの費用一部補助の第2期募集を開始します。

【耐震設計】耐震診断の結果、安全性が低いと診断された場合、耐震性を向上させるために、建築士が「耐震設計」を行い、補強の方法を決めます。

【救急】▽出動件数14千689件(5千388件)▽主な出動理由11急病3千22件で全体の64%、一般負傷754件、転院搬送414件▽搬送人数14千402人▽科目別の搬送状況11内科2千214人で全体の50.3%▽傷病程度別11入院加療を必要としない「軽症」が2千242人で全体の50.9%。

は、許可なく取り付けられたり紙や立て看板などをスマートフォンなどから通報できる仕組みです(下二次元コードから読み取り可)。

もの▽冠婚葬祭・祭礼などの一時的なもの▽営利を目的としない活動(政治活動、宗教活動など)に関するもの。

電話で聞き取り
高齢者実態調査を実施
高齢者福祉サービスの充実や住民の福祉の問題など改善するため、民生委員が高齢者などの世帯に電話をかけ、健康状態や緊急連絡先などについて聞き取り調査を行います。

電話で聞き取り
高齢者実態調査を実施
地域包括支援センターへ連絡を。
地域包括支援センター ☎787-6797
市地域・高年福祉課 ☎784-8099

新型コロナウイルス感染症 母性健康管理措置

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

市は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

市は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

市は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

市は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

市は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。

国は、妊娠中・出産後1年以上の労働者が主治医や助産師から指導を受けて事業主に申し出た場合、同指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けています。